

第2号議案

三環政第150号
令和8年7月27日

三木市都市計画審議会
会長 水島 あかね 様

三木市長 仲田 一彦



東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書

東播都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更

(三木市決定)

都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)を次のように追加する。

名 称		位 置	面積	備考
番 号	ごみ処理場名			
2	三木市立ごみ処理場	三木市加佐 字八家王山	約 66,000 m ²	メタン発酵施設(35 t/日) リサイクル施設(19 t/日)

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、環境負荷の少ない循環型社会を目指し、三木市一般廃棄物処理計画において、適正なごみ処理体制の継続を策定している。

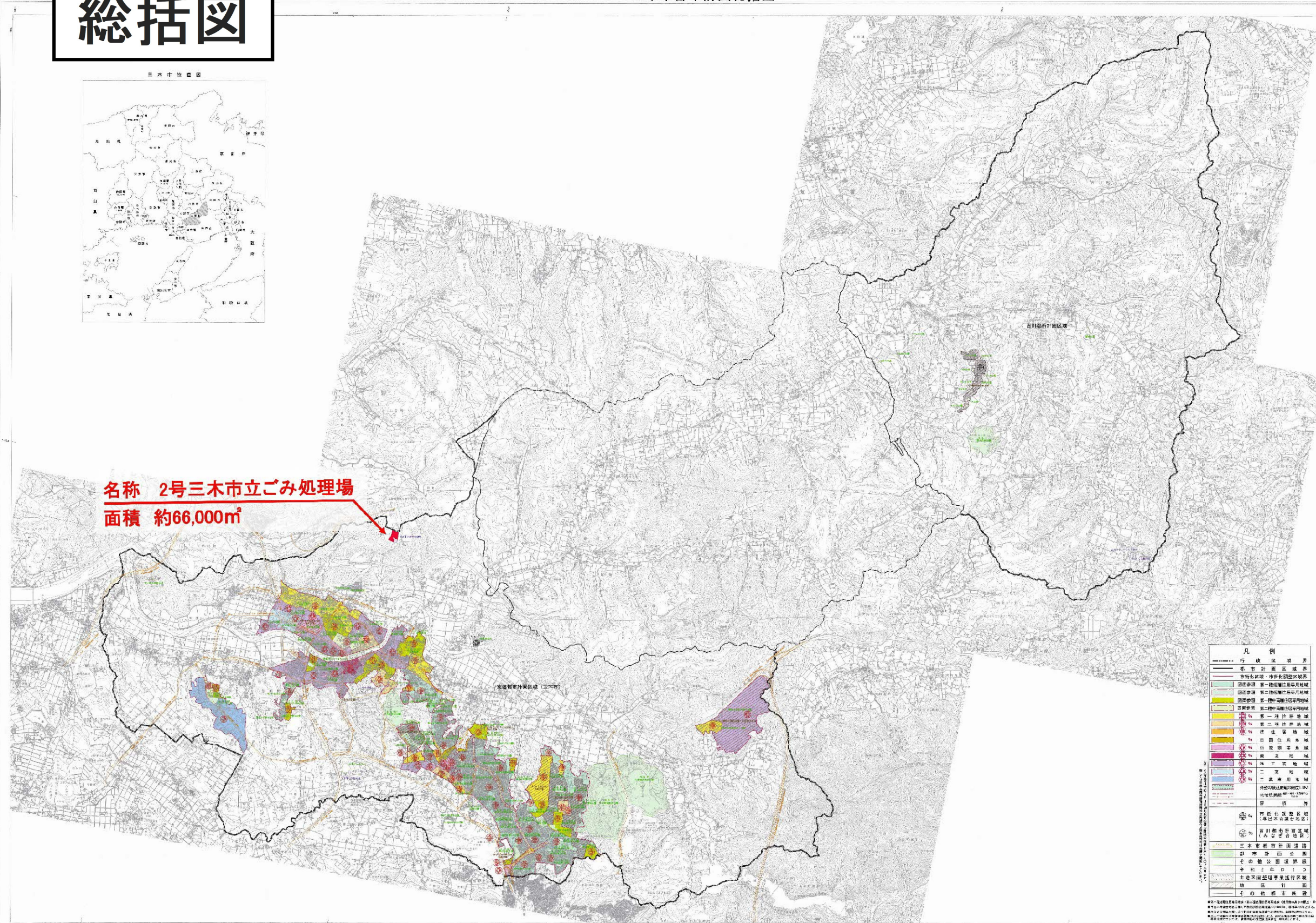
今回、２号三木市立塵芥焼却場の老朽化に伴い建替を実施するにあたり、関連施設等の配置を検討したところ、都市計画ごみ処理場を追加するものである。

総括図

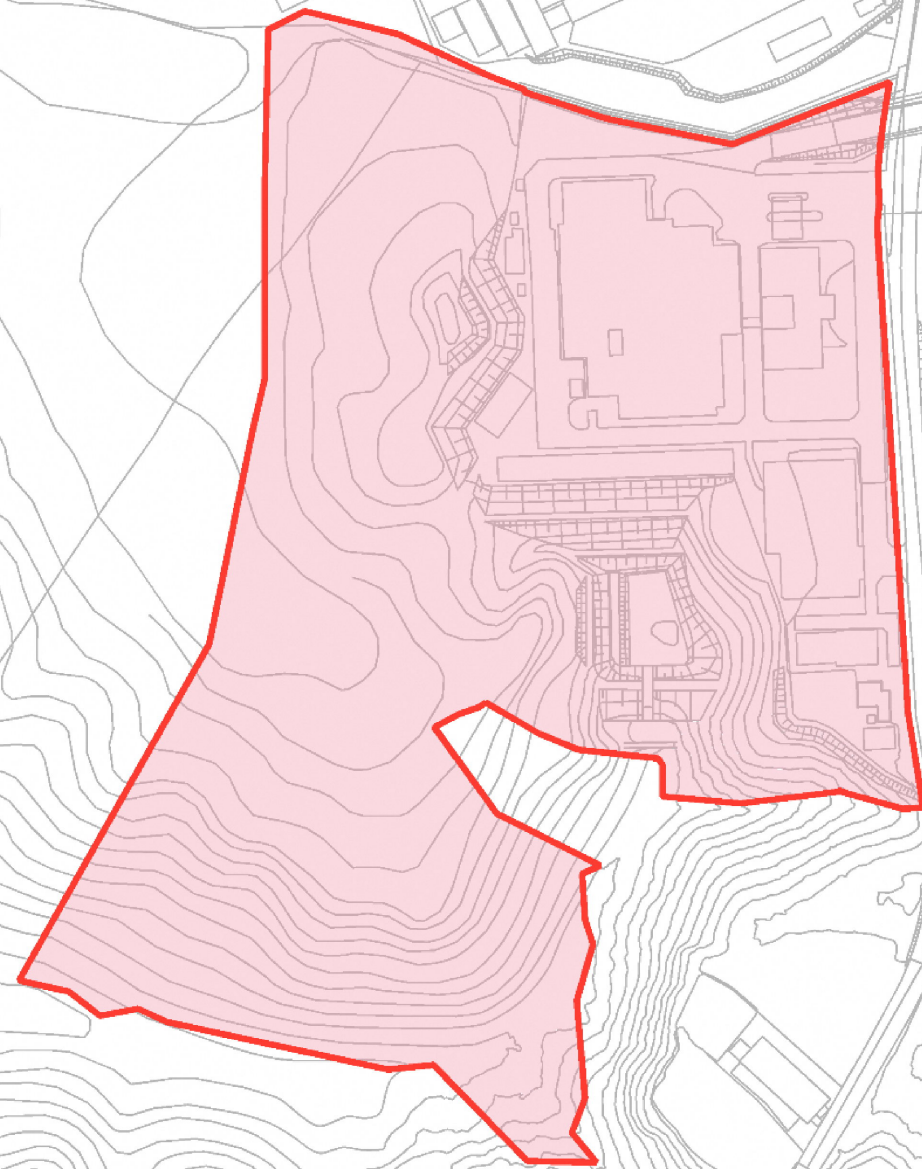
三木市都市計画総括図



名称 2号三木市立ごみ処理場
面積 約66,000㎡

[illegible]

計 画 図



20 0 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 m

S=1 : 2,500

凡例

 追加する区域